

島根県報

号外第六七号

平成十五年四月四日

(金曜日)

目 次

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定

不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	所在地	指定年月日
厚生センター東雲寮	松江市上乃木七丁目一一二八	平成十五年四月二日

島根県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第三項第二号、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条の規定により準用する公職選挙法施行令第五十五条第二項及び第三項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成十五年四月四日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称及び所在地	変更事項	変更後
島根県立厚生センター 島根県立厚生センター 松江市上乃木七丁目一一二八	施設の名称	厚生センター晴雲寮
島根県立厚生センター 松江市上乃木七丁目一一二八	施設の名称	厚生センター八雲寮

毎週火・金曜日発行

平成十五年四月四日印刷
平成十五年四月四日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)